

答 申

**第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論**

山口県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年（2022年）3月31日付け山口警監第121号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）のうち、別表3-1及び3-2の「公文書の件名」欄に掲げる公文書の「審査会が開示すべきと判断する部分」欄に掲げる情報は開示すべきであるが、その余の判断は妥当である。

**第2 審査請求に至る経過**

**1 公文書の開示請求**

審査請求人は、令和3年（2021年）10月1日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「令和〇年〇月〇日に〇〇地方裁判所で判決が出た、山口県を被告として警察官が損害賠償を求めた裁判に係る訴訟記録（H〇、H〇に係るもの）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**2 公文書の特定**

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、別表1の「公文書の件名」欄に掲げる公文書を特定した。

**3 実施機関の処分**

実施機関は、令和4年（2022年）3月31日付け山口警監第121号で、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

**4 審査請求**

審査請求人は、本件処分を不服として、令和4年（2022年）6月13日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

**第3 審査請求人の主張要旨**

**1 審査請求の趣旨**

本件処分の取消しを求めるといふものである。

**2 審査請求の理由**

（省略）

**第4 実施機関の説明要旨**

（省略）

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書について

本件公文書は、山口県を被告として警察官が損害賠償を求めた裁判に係る訴状や準備書面等の訴訟記録であり、具体的には別表1の「公文書の件名」欄に掲げるものであることから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。そして本件公文書について、その一部を条例第11条第2号、同条第3号又は同条第4号に該当するとして非開示とする本件処分を行っている。

### 2 条例について

#### (1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示することとされている。

ただし、警察職員は、職務上、生命又は身体に危険が及ぶおそれが高く、これらの危険を回避し、警察職員が職務に専念できる環境を確保する観点から、同号ニに規定する括弧書きで、「当該公務員等が公安委員会規則で定める警察職員である場合にあってはその氏名、開示をすることにより、当該公務員等の権利が不当に侵害されるおそれがある場合にあってはその職又は氏名を除く」こととされ、公安委員会規則で定める警察職員とは、警部補以下の階級にある警察官及び警察官以外の職員で係長の職以下の職にあるものであって、その氏名を開示しないことができるとしている。

#### (2) 条例第11条第3号について

条例第11条は、実施機関は、同条第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書、資金調達計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又はロに掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

### (3) 条例第11条第4号について

条例第11条は、実施機関は、同条第4号に規定する「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」は開示をしないことができるとしている。

これは、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報を非開示とすることを定めたものである。

「公共安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定する趣旨である。

なお、「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定しているのは、同号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという趣旨で、つまり、同号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものであるとされている。

また、同号に該当する情報の具体例としては、犯罪の捜査の事実等に関する情報、犯罪の捜査等の手段、方法、体制等に関する情報、犯罪の予防、鎮圧に關す

る手法、技術、体制等に関する情報などが考えられている。

### 3 本件処分について

#### (1) 条例第11条第2号の該当性について

ア 本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が本号を適用して非開示としているのは、「事件番号、裁判所への出頭期日・出頭場所、答弁書提出期限、訴状等の作成日」等の訴訟に関する情報、「原告の氏名・住所・年齢・生年月日、原告の勤務先に係る配属係名や配属期間等の経歴、原告の病状や病歴、原告の利用先の金融機関名、原告の給与、内容証明郵便の差出年月日、受付通番、内容証明番号」等の原告に関する情報、「原告の身内、勤務先の同僚等の原告以外の第三者」に関する情報、「警察職員の氏名及び印影」に関する情報であることが確認されたため、本号の該当性を検証すると、当該非開示とした情報は、後述第5の3(1)イで審査会が開示すべきと判断する情報を除き、本号の「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当し、さらに本号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないことが認められることから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、訴訟記録について「事件番号、日時等すでに公にされているものが多々ある」との趣旨の主張をしているが、まず事件番号については、民事訴訟法において、民事訴訟事件の訴訟記録は「何人も」閲覧請求をすることができることとされていることから、事件番号を知ることにより、当該閲覧制度を利用して事件の訴訟記録を閲覧することが可能となり、当該訴訟記録に記載された訴訟当事者又は関係者である個人を特定できることとなるため、事件番号は特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることが認められる。

また、当該閲覧制度は、あらゆる場合に閲覧できることになっておらず、場合によっては、裁判所での訴訟記録の閲覧が、閲覧請求権の濫用として拒否される場合があり、また謄写については、当事者及び法律上の利害関係を疎明した第三者に限り、請求することができることとされており、また裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているものであり、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

一方で、最高裁判所のウェブサイトでは、判決等が掲載されているが、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきであるが、審査会事務局職員をして上記ウェブサイトに登載された裁判例検索システムを確認させたところ、本件訴訟はこのウェブサイトには掲載されておらず、事件番号が記載されている事実は認められなかった。

したがって、以上を踏まえると、本件公文書に記載されている事件番号は、

公表されているものではなく、また訴訟記録についても、本号イに規定する「法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」と判断することはできない。

イ 一方で、当該非開示とした情報のうち、別表3-1の「公文書の件名」欄に掲げる公文書で「審査会が開示すべきと判断する部分」欄に掲げる情報については、「審査会が開示すべきと判断する理由」欄に掲げる理由により開示すべきである。

(2) 条例第11条第3号の該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が本号を適用して非開示としているのは、原告訴訟代理人弁護士、被告訴訟代理人弁護士、及び被告訴訟復代理人弁護士の印影であることが確認されたため、本号の該当性を検証すると、当該非開示とした情報は、当該弁護士が弁護士業務を遂行する上で使用している印章による印影であるものと認められ、事業を営む個人の当該事業に関する情報に当たる。そして弁護士の印章は、弁護士としての資格に基づき、当事者等の依頼等により、訴訟事件等の法律事務を行うに当たって作成する特定の書類に限定して押なつされるもので、その印影は記載事項の内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、その形状が一般に公にされているとまで認めることはできない。

したがって、当該印影はこれを公にすると偽造・悪用され、その結果、当該弁護士の正当な利益を害するおそれがあり、本号に該当することが認められることから、非開示が妥当である。

(3) 条例第11条第4号の該当性について

ア 本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、実施機関が本号を適用して非開示としているのは、実施機関が作成をした別表1の文書6「被告第1準備書面」及び文書34「被告第2準備書面」に記録された情報であって、具体的には、当事者が犯罪に至る経緯や動機に関する事項、具体的な捜査の項目及びそれらの情報を基に行う犯罪捜査に関する情報であることが確認されたため、本号の該当性を検証すると、当該非開示とした情報は、後述第5の3

(3) イで審査会が開示すべきと判断する情報を除き、警察が捜査した事実に基づき裏付けられた犯罪捜査に関する情報であり、条例の解釈において本号に該当する情報の具体例としては、「犯罪の捜査の事実等に関する情報」とされ、さらに本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重するという本号の規定の趣旨を踏まえると、実施機関の判断は合理性を持つ判断として許容される限度内のものであり、「公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報」として、本号に該当することから、非開示が妥当である。

イ 一方で、当該非開示とした情報のうち、別表3-2の「公文書の件名」欄に掲げる公文書で「審査会が開示すべきと判断する部分」欄に掲げる情報については、「審査会が開示すべきと判断する理由」欄に掲げる理由により開示すべきである。

#### 4 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査会の意見

最後に審査会としての意見を付しておく。

本件処分の部分開示決定通知書においては、別紙にて開示をしない部分並びに条例第11条の該当号数及び開示をしない理由を記載して提示しているが、一部の非開示部分においては、条例第11条の複数の号数に重複して該当すると誤認させるような記載となっている部分（以下「当該部分」という。）がある。

この点、実施機関に確認したところ、当該部分はいずれかの号数に該当するという趣旨で包括的に記載しているとのことであるが、当該部分は条例第11条のいずれの号数に該当するかが曖昧であるといわざるを得ない。

よって、審査会による審議にあたっては、当該部分で適用した条例第11条の号数及び開示をしない理由を、審査会から実施機関に対して改めて確認した上で審議を行い、その適用の妥当性について判断したものである。

条例の解釈及び運用においては、非開示決定又は部分開示決定をした場合、その通知に当たっては、実施機関は、条例第11条のいずれの号数に該当するかに加えて、開示をしない理由をできる限り具体的かつ明確に記載しなければならないとされ、さらに部分開示決定の場合においては、条例第11条の複数の号数に該当するときは、開示をしない部分並びに条例第11条の該当号数及び開示をしない具体的な理由の対応関係が明らかになるようにすることとされていることから、今後は、開示をしない部分並びに条例第11条の該当号数及び開示をしない具体的な理由の対応関係を明確にするように強く求める。

#### 第7 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別表 1

文書No.	公文書の件名	開示・部分開示の別
文書1	第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催促状	部分開示
文書2	訴状	部分開示
文書3	証拠説明書（甲第1号証～第8号証）	部分開示
文書4	答弁書	部分開示
文書5	閲覧等制限の申立て	部分開示
文書6	被告第1準備書面	部分開示
文書7	証拠説明書（乙第1号証の1～第6号証）	部分開示
文書8	乙第1号証の1	開示
文書9	乙第1号証の2	開示
文書10	乙第1号証の3	開示
文書11	乙第1号証の4	開示
文書12	乙第1号証の5	開示
文書13	乙第1号証の6	開示
文書14	乙第1号証の7	開示
文書15	乙第1号証の8	開示
文書16	乙第1号証の9	開示
文書17	乙第1号証の10	開示
文書18	乙第2号証の1	開示
文書19	乙第2号証の2	開示
文書20	乙第2号証の3	開示
文書21	乙第3号証の1	開示
文書22	乙第3号証の2	開示
文書23	乙第3号証の3	開示
文書24	乙第4号証	開示
文書25	乙第5号証の1	開示
文書26	乙第5号証の2	開示
文書27	乙第5号証の3	開示
文書28	乙第5号証の4	開示
文書29	乙第5号証の5	開示
文書30	乙第6号証	開示
文書31	意見書（※閲覧等制限の申立てに対するもの）	部分開示
文書32	証拠説明書（※甲第1号証の記載内容の説明の補充）	部分開示
文書33	原告第1準備書面	部分開示
文書34	被告第2準備書面	部分開示
文書35	証拠説明書（乙第7号証の1～第10号証の2）	部分開示
文書36	乙第7号証の1	開示
文書37	乙第7号証の2	開示
文書38	乙第7号証の3	開示
文書39	乙第8号証の1	開示
文書40	乙第8号証の2	開示
文書41	乙第9号証の1	部分開示
文書42	乙第9号証の2	開示
文書43	乙第10号証の1	開示
文書44	乙第10号証の2	開示
文書45	証拠説明書（甲第1号証の1～第8号証）	部分開示
文書46	甲第1号証の1	開示
文書47	甲第1号証の2	開示
文書48	甲第2号証	開示
文書49	甲第3号証	部分開示
文書50	甲第4号証	部分開示
文書51	甲第5号証	開示
文書52	甲第6号証の1	部分開示
文書53	甲第6号証の2	部分開示
文書54	甲第7号証の1	部分開示
文書55	甲第7号証の2	部分開示
文書56	甲第8号証	部分開示
文書57	閲覧等制限申立て事件（決定文）	部分開示

別表 2-1

文書No.	公文書の件名	開示をしない部分	開示をしない理由
文書1	第1回口頭弁論期日 呼出状及び答弁書催 告状	○5行目 ○原告 ○事件番号 ○期日、出頭場所、答弁書提出期限	○非開示理由1
文書2	訴状	○原告訴訟代理人弁護士の印影 ○1頁目 作成年月日 ○2頁目 当事者の表示(原告) ○4頁目 「第1当事者2」 1～3行目, 5行目 ○6頁目 下から2行目 ○7頁目 1～4行目 ○10頁目 5行目 ○11頁目 1～2行目 ○13頁目 2～3行目 ○14頁目 14行目 ○15頁目 10～11行目 ○19頁目 (証拠方法)6の1及び6の2欄 作成年月日、作成者、立証趣旨	○非開示理由3 ○非開示理由1
文書3	証拠説明書(甲第1 号証～第8号証)	○原告訴訟代理人弁護士の印影 ○原告 ○作成年月日 ○6の1及び6の2欄 作成年月日、作成者、立証趣旨	○非開示理由3 ○非開示理由1
文書4	答弁書	○1頁目 1行目(事件番号) 2行目(原告) ○被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の 印影 ○被告指定代理人氏名及び印影 ○訴訟委任状 原告、事件名 ○復代理人選任届 弁護士の印影、相手方、事件番号等 ○指定書 係長氏名、事件番号	○非開示理由1 ○非開示理由3 ○非開示理由2 ○非開示理由1 ○非開示理由3 ○非開示理由2
文書5	閲覧等制限の申立て	○1頁目 1行目(事件番号) 3行目(原告) ○被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の 印影 ○被告指定代理人氏名及び印影	○非開示理由1 ○非開示理由3 ○非開示理由2
文書6	被告第1準備書面	○1頁目 1行目(事件番号) 2行目(原告) ○被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の 印影 ○被告指定代理人氏名及び印影 ○2頁目 目次10, 15, 16 ○6頁目 22～28行目 ○7頁目 1～3行目, 5行目 ○8頁目 4～6行目, 14行目, 16～28行目 ○9頁目 1～28行目 ○10頁目 1～22行目, 24行目 ○11頁目 3～21行目, 23～26行目 ○12頁目 5～10行目, 12行目, 22～24行目, 2 8行目 ○13頁目 2～3行目, 5～6行目 ○14頁目 24～25行目, 27～28行目 ○15頁目 2～3行目, 5行目, 7行目, 15～19行 目, 22行目, 28行目 ○16頁目 12行目 ○17頁目 1～2行目, 5～6行目 ○21頁目 10～14行目, 26～27行目 ○22頁目 12行目, 16～18行目, 20～21行目	○非開示理由1 ○非開示理由3 ○非開示理由2 ○非開示理由1 ○非開示理由4

		<input type="checkbox"/> 23頁目 10～12行目, 14～15行目 <input type="checkbox"/> 24頁目 21～22行目 <input type="checkbox"/> 25頁目 1～2行目, 8行目, 15行目 <input type="checkbox"/> 27頁目 25～26行目 <input type="checkbox"/> 29頁目 21行目 <input type="checkbox"/> 30頁目 24行目 <input type="checkbox"/> 36頁目 18行目, 23行目 <input type="checkbox"/> 38頁目 19行目, 23～24行目, 26行目 <input type="checkbox"/> 42頁目 15行目, 17行目, 25～26行目 <input type="checkbox"/> 53頁目 9行目 <input type="checkbox"/> 56頁目 3行目, 17行目 <input type="checkbox"/> 60頁目 14行目 <input type="checkbox"/> 63頁目 10行目 <input type="checkbox"/> 65頁目 15～16行目, 19～20行目, 22～23行目 <input type="checkbox"/> 66頁目 26行目 <input type="checkbox"/> 68頁目 14行目 <input type="checkbox"/> 略称語句使用一覧表 略称及び基本用語の8、9及び12項目 「本件業務上横領事件」の基本用語欄	
文書7	証拠説明書（乙第1号証の1～第6号証）	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の印影 <input type="checkbox"/> 被告指定代理人氏名及び印影	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3 <input type="checkbox"/> 非開示理由2
文書31	意見書	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 原告訴訟代理人弁護士の印影	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3
文書32	証拠説明書	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 原告訴訟代理人弁護士の印影	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3
文書33	原告第1準備書面	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 原告訴訟代理人弁護士の印影	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3
文書34	被告第2準備書面	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の印影 <input type="checkbox"/> 被告指定代理人氏名及び印影 <input type="checkbox"/> 3頁目 19行目 21～27行目 <input type="checkbox"/> 4頁目 1～4行目 7～9行目 17～28行目 <input type="checkbox"/> 5頁目 1～18行目 20～23行目 <input type="checkbox"/> 6頁目 5行目 <input type="checkbox"/> 9頁目 6～11行目 14～16行目 23行目 <input type="checkbox"/> 10頁目 7～8行目	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3 <input type="checkbox"/> 非開示理由2 <input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由4
文書35	証拠説明書（乙第7号証の1～第10号証の2）	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士の印影 <input type="checkbox"/> 被告指定代理人氏名及び印影 <input type="checkbox"/> 番号欄「乙9の1」 標目、立証趣旨	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3 <input type="checkbox"/> 非開示理由2 <input type="checkbox"/> 非開示理由1
文書41	乙第9号証の1	<input type="checkbox"/> ページ数、項目 <input type="checkbox"/> 記載内容	<input type="checkbox"/> 非開示理由1
文書45	証拠説明書（甲第1号証の1～第8号証）	<input type="checkbox"/> 1頁目 1行目（事件番号） 2行目（原告） <input type="checkbox"/> 原告訴訟代理人弁護士の印影 <input type="checkbox"/> 6の1及び6の2欄 作成年月日、作成者、立証趣旨	<input type="checkbox"/> 非開示理由1 <input type="checkbox"/> 非開示理由3 <input type="checkbox"/> 非開示理由1

文書49	甲第3号証	○作成者氏名 ○上申書 1行目	○非開示理由1
文書50	甲第4号証	○作成者署名及び印影 ○上申書 1行目	○非開示理由1
文書52	甲第6号証の1	○住所、氏名、生年月日、年齢 ○病名、附記 ○診断日、病院及び医師名及び医師の印影 ○病院所在地、連絡先	○非開示理由1
文書53	甲第6号証の2	○住所、氏名、生年月日、年齢 ○病名、附記 ○診断日、病院及び医師名及び医師の印影 ○病院所在地、連絡先	○非開示理由1
文書54	甲第7号証の1	○通知人 ○代理人肩書(5頁) ○受付通番 1～5頁 ○3頁目 20～21行目 ○4頁目 17行目 ○5頁目 差出年月日 差出証明番号	○非開示理由1
文書55	甲第7号証の2	○代理人肩書 ○お問い合わせ番号	○非開示理由1
文書56	甲第8号証	○給与支給明細書(所属名、支給年月、支給区分を除く)	○非開示理由1
文書57	閲覧等制限申立て事件(決定文)	○閲覧等制限申立て事件の事件番号 ○基本事件の事件番号 ○相手方(基本事件原告)の住所及び氏名 ○申立人指定代理人氏名	○非開示理由1 ○非開示理由2
		○別紙 事件番号 原告 被告訴訟代理人弁護士及び被告訴訟復代理人弁護士 の印影 被告指定代理人の氏名及び印影	○非開示理由1 ○非開示理由2 ○非開示理由3

※上表は、本件処分における公文書部分開示決定通知書の別紙に記載されている開示をしない部分及び開示をしない理由を転記等したものである。

※上表の「開示をしない理由」欄に掲げる非開示理由1から4について、具体的な「条例第11条の該当号数」及び当該号数に「該当する理由」は、それぞれ別表2-2の「条例第11条の該当号数」欄及び「該当する理由」欄に掲げるとおりである。

別表 2 - 2

	条例第 1 1 条の該当号数	該当する理由
非開示理由 1	条例第 1 1 条第 2 号該当	個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため。
非開示理由 2	条例第 1 1 条第 2 号該当	公安委員会規則（平成 1 4 年山口県公安委員会規則第 2 号）に定める警察職員の氏名であり、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、同号イ、ロ、ハ、ニのいずれにも該当しないため。
非開示理由 3	条例第 1 1 条第 3 号該当	事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、当該個人に不利益を与えるおそれがあるため、同号イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため。
非開示理由 4	条例第 1 1 条第 4 号該当	犯罪捜査の事実に関する情報であって、公開することにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表 3 - 1

文書No.	公文書の件名	審査会が開示すべき と判断する部分	審査会が開示すべき と判断する理由
文書 1	第 1 回口頭弁論期 日呼出状及び答弁 書催促状	○ 5 行目	審査会事務局職員をして裁判所に確認 させたところ、裁判所で郵便情報を管 理するためのものであって、裁判所内 部の機器で読み取らないと意味をなさ ないものであるため、特定の個人が識 別され、又は識別され得るものである とは認められないため。
		○ 期日、出頭場所、答弁 書提出期限	裁判所への出頭期日、出頭場所、答弁 書提出期限に関する情報に過ぎず、特 定の個人が識別され、又は識別され得 るものであるとは認められないため。
文書 54	甲第 7 号証の 1	○ 5 頁目 ・ 中央下部に記載の差出 年月日 ・ 郵便認証司の印及び新 東京郵便局の印に表示 されている年月日	内容証明郵便に係る差出年月日等に関 する情報に過ぎず、特定の個人が識別 され、又は識別され得るものであると は認められないため。

別表 3 - 2

文書No.	公文書の件名	審査会が開示すべき と判断する部分	審査会が開示すべき と判断する理由
文書 6	被告第 1 準備書面	○ 8 頁目 1 4 行目 ○ 1 0 頁目 2 4 行目 ○ 2 5 頁目 1 5 行目 ○ 略称語句使用一覧表 中の略称欄の「本件業 務上横領事件」に係る 基本用語欄	当該箇所の情報のような限定された文 言を公にしたところで、実施機関が主 張するような、公共の安全と秩序の維 持に支障を及ぼすおそれがあるとは認 められないため。
文書 34	被告第 2 準備書面	○ 1 0 頁目 7 行目	

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和4年 9月8日	実施機関から諮問を受けた。
令和5年 8月3日	事案の審議を行った。
令和5年 10月26日	事案の審議を行った。
令和6年 2月20日	事案の審議を行った。
令和6年 3月22日	事案の審議を行った。
令和6年 5月28日	事案の審議を行った。
令和6年 7月19日	事案の審議を行った。
令和6年 10月29日	事案の審議を行った。
令和6年 12月25日	事案の審議を行った。
令和7年 2月27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

(令和7年2月27日現在)